

## 委託契約書、紙マニフェスト作成上のポイント

一般社団法人岡山県産業廃棄物協会

### (処分方法の区分)

- 1 「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入及び再生（再商品化）をいう。  
「中間処理」とは、最終処分するための前処理で、焼却、破碎、圧縮等をいう。

- ・「再生」は、産業廃棄物処分業許可証では「中間処理」と記載されているが、処理したものがすべて再商品化され、処理残渣が生じない場合は「最終処分」として扱う。  
例) がれき類を破碎・選別し、再生路盤材として売却する。  
木くずを破碎し、チップ燃料として売却する。  
動植物性残渣を発酵堆肥化し堆肥として売却する。など
- ・「焼却処理」は、焼却残渣の燃え殻及びばいじんが生ずるため、中間処理に該当する。  
ただし、残渣が生じない廃油、廃酸、廃アルカリの焼却処理は最終処分として扱う。
- ・処分方法が最終処分の場合、「処分終了日＝最終処分終了日」「処分事業場＝最終処分場所」。

### (委託契約書)

- 2 委託契約書は、全国産業廃棄物連合会作成の「産業廃棄物処理基本契約書」と建設業団体作成の「建設廃棄物処理委託契約書」がよく利用されている。

- ・産業廃棄物処理基本契約書の様式は、行政機関のホームページ等から入手できる。
- ・建設廃棄物処理委託契約書の様式は、岡山県建設業協会販売している。

- 3 委託契約書には「収集運搬用」、「処分用」、「収集運搬及び処分用」の3種類があり  
「収集運搬及び処分用」は収集運搬業と処分業の両方の許可を有する者に委託する  
場合に限り使用できる。

- ・産業廃棄物処理基本契約書の様式は、記載文章を取捨選択しながら修正して使用する。
- ・建設廃棄物処理委託契約書の様式は、全て共通の1種類のみで、修正等の必要はない。

- 4 委託契約書は、関係許可証を見ながら排出事業者と処理業者で協議して作成する。

- 5 収集運搬委託契約書には「運搬の最終目的地」の記載が義務付けられており、通常は処分委託契約書を作成した後に収集運搬委託契約書を作成する。

- 6 平成29年10月1日以後に締結する委託契約書には、「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」の有無を明記する。（「石綿含有廃棄物」の記載は従前から）

- 7 平成29年9月30日以前に締結した委託契約書で、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取り扱いを含む場合は、新たに委託契約書を作成する必要はないが、覚書等でこれらが含まれることを明確にする。

(紙マニフェスト)

8 県内で流通しているマニフェストは4種類ある。

- ・産業廃棄物マニフェスト（直行用7枚綴り）⇒ 運搬業者1社、積替保管に対応
- ・産業廃棄物マニフェスト（積替用8枚綴り）⇒ 運搬業者3社、積替保管に対応
- ・建設系廃棄物マニフェスト（7枚綴り）⇒ 運搬業者2社、積替え保管に対応
- ・岡山県環境保全事業団用マニフェスト（7枚綴り）⇒ 処分先が事業団の場合のみ

9 A票は事業者控、B票関係は運搬関係、C・D票は処分関係、E票は最終処分関係。

- ・運搬業者2社以上で使用するマニフェストで、運搬終了又は処分終了の報告用マニフェストが足りない場合はコピーして使う。

10 マニフェストは、廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、運搬車ごとに作成する。

11 マニフェストは、収集運搬委託契約書及び処分委託契約書に基づき作成する。

- ・委託契約書と同じ内容を記載する。⇒内容が一致する必要がある。

12 法定記載事項は必ず記載し、記載が不要な欄には必ず斜線を引く。

- ・空欄は未記入とみなされる。

13 中間処理産業廃棄物の欄は、中間処理業者が処理後の産業廃棄物の処分を委託する時に作成するマニフェストに必要な項目である。

- ・通常の排出事業者が委託するマニフェストでは、記入が不要なので斜線を引く。

14 有価物拾集量の欄は、積替保管の許可を有する収集運搬業者が、積替保管場所において有価物（有償売却できる物）を拾集した場合に記入する。

- ・あらかじめ委託契約書において、積替保管により有価物回収する旨を明記する。

15 処分業者は排出事業者と事前に協議し、処分引受量を備考欄等に記載する。

16 マニフェストの運用方法について、あらかじめ排出事業者、収集運搬業者、処分業者で取り決めておく。

- ・マニフェスト用紙を準備する者、交付の方法、B2票・D票・E票の返送方法、処理料金の請求・納入方法など

17 平成29年10月1日以後のマニフェストには「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」の取扱いを明記する。（「石綿含有廃棄物」の明記は従前から）

- ・廃棄物の種類欄に該当する品目をチェック又は記載する。
- ・荷姿欄に「破損防止容器」等の処理基準に適合する運搬容器等を記載する。
- ・廃棄物の名称欄に「廃蛍光管」等の具体的な名称を記載する。
- ・備考欄に「水銀使用製品産業廃棄物」等を記載する。